

答 申 書 (案)

～新しい生活様式における公民館事業のあり方について～

1 はじめに

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」）が発生した令和2年からすでに約3年が経過している。これまで、市の公民館においては、感染拡大防止の観点から、消毒の徹底やマスクの着用、飲食の禁止、利用者数の制限等、活動にあたって多くの制限を設けてきた。また、市の新型コロナウイルス感染症対策本部の決定を受け、緊急事態宣言下では公民館を臨時休館とし、すべての部屋の貸し出しを停止する期間もあった。しかしながら、新型コロナは、今なお終息の見通しが付かない状況である。

これに伴い、新型コロナが流行り出してから、「新しい生活様式」という言葉をよく耳にするようになった。「新しい生活様式」とは、新型コロナの感染拡大を防止するために厚生労働省が公表した行動指針である。一人ひとりの手洗いやマスクの着用からはじまり、密集・密閉・密接（3密）を回避するための「在宅勤務（テレワーク）」や「オンライン会議」といった様々な取り組みがすでに実践されてきた。

こういった背景を基に、公民館長より「新しい生活様式を踏まえた狛江市立公民館事業のあり方について」（令和3年6月25日付け狛教教公発第000053号）について、本審議会宛てに諮問をいただくこととなった。公民館においても、居場所事業「連続講座」の会場とオンラインでのハイブリッド形式の実施、少年事業「子ども実験教室」の動画配信や、市民劇場「西河原クリスマスコンサート」の動画上映等、市民の学びを止めないよう創意工夫をして取り組んできたところである。「新しい生活様式」と聞くと、インターネットを活用した「リモート会議」や「オンライン講座」といったものが真っ先に思い付くところではあるが、そういった取り組みに限定してしまうと、新型コロナの終息後に本答申が活かせなくなってしまう。よって、本審議会では、新型コロナが終息したポストコロナ時代も活かせる先を見据えた事業の展開も含めて、長期的な視点に立って検討することとなった。本答申により、コロナ禍やさらなる未来において、社会教育法に定められた公民館の目的「住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること」の維持に役立つことができれば幸いである。

2 審議の経過

本審議会においては、以下の日程で、諮問事項について、〇回にわたる会議を開催し、意見交換を交えながら慎重に審議を尽くした。

【令和3年度】

第6回（10月26日）これまでの取り組み、他市の事例、グループワーク1回目

第7回（11月30日）グループワーク2回目

第8回（12月14日）3つの重点事項について

第9回（3月22日）3つの重点事項について

※第1～5回は、公民館事業評価のみ実施のため記載しない

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、5月と2月は中止

【令和4年度】

第1回（4月12日）答申書（案）の確認

第6回（10月25日）3つの重点事項における今後の展望

第〇回（〇月〇日）

第〇回（〇月〇日）

※第2～5回は、公民館事業評価のみ実施のため記載しない

3 市における公民館の立ち位置について

検討に入る前に、公民館の役割を明確にするため、市における公民館の立ち位置について以下のとおり整理する。公民館の役割を確認した上で、諮問事項の検討を行った。

（1）公民館の役割とは

社会教育法 第二十条（目的）

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（2）類似公共施設の目的・機能について

資料1「各公共施設 比較一覧」を参照

（3）改めて公民館に求められる機能やポイントとは

- ・子どもから高齢者まで、幅広い世代を対象に事業を実施できるのは、「公民館ならではの」であること。
- ・目的に「学術や文化、教養」について記載があるのは公民館だけであること。

4 3つの重点事項について

「新しい生活様式」を踏まえた事業について、2回のグループワークを行い、委員同士で自由に意見交換を行った。委員から出た各意見をソフト面（公民館の制度やサービスに関すること）、ハード面（設備や備品に関すること）、事業面（教室や講座に関すること）の3つに整理したものが別紙2となる。内容を見ても分かる通り、コロナ禍に留まらず、コロナ終息後も長期的に活かせるような様々な意見が活発に出された。

しかしながら、これらのすべてを実現するというのは難しいことから、意見が多く出たものや優先順位が高いものを整理し、3つの重点事項「（1）新たな事業の開拓（2）現役・将来世代への継承（3）未来に向けた取り組み」に絞って議論を進めることとなった。

（1）新たな事業の開拓

新型コロナウイルス感染症の感染防止をきっかけに、リモート講座やテレワーク等、ICTを活用したサービスがより重視されるようになった。ICTとはデジタル化された情報通信技術を表し、インターネットなどを経由して人と人をつなぐ役割を果たしている。このICTを活用し、感染症対策はもちろんのこと、子育て世帯といった日中忙しい方や、高齢者等の移動が困難な方にも場所を選ばずに学べる環境づくりが重要となる。

また、ICTの新しい技術を活用した学びなど、学びの新たな可能性が見いだされている一方で、ICT機器を利用できる者と利用できない者の間に生じる情報格差（デジタル・デバイド）が課題となっている。この課題の解消に向けて、ICTを苦手とする方の視点に立って、公民館としても事業の企画・運営をする必要がある。

加えて、西河原公民館の周りには多摩川や西河原公園といった素晴らしい資源がある。こうした資源を活用し、公民館から飛び出した館外事業の企画を実施し、密の回避をしながら市民の健康増進や学びの提供ができるような取り組みが必要である。

公民館の取り組み	公運審からの意見（一部抜粋）
<p>【ICTを活用した事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請の積極的な活用 ・少年事業 子ども実験教室の動画配信 ・市民劇場 西河原クリスマスコンサートの館内動画上映 ・日本語教室 Wi-Fiホームルータ及びタブレットの整備 ・情報学習事業 スマホ講座 ・高齢者スマートフォン体験会（東京都） ・居場所事業 ハイブリッドの連続講座 	<p>【ICTを活用した事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Wi-Fi環境を整備 ・オンライン講座、オンライン懇親会 ・動画配信できるようなスタジオの構築 ・LINEを活用した施設予約や特別申請 <p>【館外事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・狛江の史跡、神社めぐり ・西河原公園で自由発想広場（パラソル）の設置

<今後の展望>

(2) 現役・将来世代への継承

学校教育や社会教育の場において、子ども・若者が地域に主体的に関わりながら、課題解決に取り組む活動が行われている。令和4年度からは成年年齢が18歳に引き下げられたこともあり、高等学校を中心に選挙管理委員会と連携した主権者教育が展開されるなど、主権者教育への意識、関心も高まっている。子ども・若者が、国や地域の一員として、どのように社会や人生をより良いものにしていくべきかを自ら考え、多様な他者と協力し課題を解決していくことは、主権者意識を芽生えさせ、よりよい社会を創る資質・能力を育む上で重要である。

現在公民館利用者のうち、60歳以上の高齢者が約7割を占めている。現役・将来世代をターゲットとした事業を企画・運営し、子ども・若者の学びをサポートすると同時に、公民館の新たな担い手の確保を目指す必要がある。ソフト面だけではなく、子どもから高齢者まで多世代が交流できるようハード面からも整備する必要がある。

公民館の取り組み	公運審からの意見（一部抜粋）
<ul style="list-style-type: none">・学習フリースペース・少年事業（各種講座）・居場所事業（夏休み子ども中高生スペース）・子育てセミナー・市内小中学校の職場訪問、体験の受け入れ	<ul style="list-style-type: none">・テーマを設定し、各小・中学校の生徒に来てもらい討論会を開催・子どもたちの読書会（感想を述べ話し合う）・サイエンス事業の充実・親子で楽しむビデオライブラリールーム

<今後の展望>

(3) 未来に向けた取り組み

① SDGsを中心とした長期的な視点に立った事業の展開

2015年9月の国連サミットにおいて採択された、「持続可能な開発目標」（SDGs）では、地球上の「誰一人として取り残さない」をテーマに、持続可能な世界を実現するための国際目標が定められた。そして17の国際目標のひとつに「全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」ことが挙げられている。公民館事業の評価でもSDGsの視点を持たせて実施しているところであるが、引続き、公民館としてSDGsの理念に沿った事業の企画・運営が必要である。

また、SDGsだけではなく、市が推進する2050年までに二酸化炭素の排出量のゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」や、デジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をより良いものに変える「デジタルトランスフォーメーション（DX）」の推進といった長期的な視点に立った取り組みに沿った事業の企画・運営の検討も必要である。

公民館の取り組み	公運審からの意見（一部抜粋）
<ul style="list-style-type: none"> ・市民ゼミナール 連続講座（テーマ選定） ・公民館事業評価シートにおける選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・SDGsの理念に沿った事業の企画・実施 ・「地球温暖化」について考える講座

<今後の展望>

②多様な主体と連携した事業の展開

日本中の多くの地域において、人口減少による活力低下や様々な地域の課題を克服し、地域において人々が安心して心豊かな生活を送ることのできる地域づくりが大きな課題となっており、そのためにも豊かな学びの機会が必要である。豊かな学びを提供するには、学校教育との連携だけに留まらず、公民館が多様な主体と目的を共有した上で連携・協働し、専門的な知識やノウハウを活用しながら地域課題の解決に取り組むことが重要である。

公民館の取り組み	公運審からの意見（一部抜粋）
<ul style="list-style-type: none"> ・明治安田生命との事業企画・実施 防災講座 ・田園調布学園大学との事業企画・実施 ・東京都との事業企画・実施 高齢者スマートフォン体験会 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業や学校と連携した事業を展開 ・外国人と連携した事業 ・外国人が主体となり、事業・交流を図る ・学芸員とのコラボ事業

<今後の展望>

5 さいごに